

防衛省訓令第25号

自衛隊の使用する船舶が緊急船舶の指定を受ける場合
の手續等に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

防衛大臣 中谷 元

自衛隊の使用する船舶が緊急船舶の指定を受ける
場合の手續等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、自衛隊の使用する船舶について海上交通安全法施行令（昭和48年政令第5号）第5条の規定による緊急船舶（海上交通安全法（昭和47年法律第115号）第24条第1項に規定する緊急用務を行うための船舶をいう。）の指定（以下「緊急船舶の指定」という。）を受ける場合の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(緊急船舶の指定を受ける場合の申請者等)

第2条 緊急船舶の指定は、自衛艦隊司令官、地方総監、練習艦隊司令官及び海上自衛隊の機関の長並びに自

衛隊海上輸送群司令が、それぞれ自衛艦隊、地方隊、練習艦隊及び海上自衛隊の機関並びに自衛隊海上輸送群の使用する船舶について、受けるものとする。

- 2 緊急船舶の指定を受けようとするときは、あらかじめ別記様式第1による申請書を防衛大臣に提出し、防衛大臣の承認を受けなければならない。この場合において、当該申請書の提出は、陸上幕僚長又は海上幕僚長を経由して行うものとする。

（緊急船舶指定状況報告書）

第3条 陸上幕僚長及び海上幕僚長は、毎会計年度終了後速やかに、当該会計年度の末日における緊急船舶の指定の状況を別記様式第2により防衛大臣に報告しなければならない。

（委任）

第4条 この訓令に定めるもののほか、自衛隊の使用する船舶について緊急船舶の指定を受ける場合の手続等に関し、必要な事項は、陸上幕僚長及び海上幕僚長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。
- 2 海上自衛隊の使用する船舶が緊急船舶の指定を受ける場合の手續等に関する訓令（昭和 4 8 年海上自衛隊訓令第 2 7 号）は、廃止する。

別記様式第1（第2条関係）

緊急船舶指定申請承認申請書

令和 年 月 日

防衛大臣殿
（陸上幕僚長又は海上幕僚長経由）

職 氏 名

自衛隊の使用する船舶が緊急船舶の指定を受ける場合の手続等に関する訓令（令和7年防衛省訓令第25号）第2条第2項の規定に基づき、次のとおり申請する。

船舶の名称	番 号	種 別	基 準 排水量	船 籍 港	船 舶 の 使 用 の 本 拠 地	船 舶 が 緊 急 用 務 を 行 う た め に 主 航 行 を し る こ と と な る 航 路	行 お う と す る 緊 急 用 務 の 範 囲	備 考

注：種別毎の隻数を別紙に記載して添付すること。

別記様式第2（第3条関係）

令和 年度末現在緊急船舶指定状況報告書
令和 年 月 日

防衛大臣 殿

陸上幕僚長又は海上幕僚長
自衛隊の使用する船舶が緊急船舶の指定を受ける場合の手続等に関する訓令（令和7年防衛省訓令第25号）第3条の規定に基づき、次のとおり報告する。

船舶の名称	番号	種別	基準 排水量	船籍港	船舶の使 用の本拠 地	船舶が緊 急に航行 する航路	用途、泊 ついたり 航行する 範囲	緊急に船 舶を指定 する者	備考

注：1 当該会計年度において新たに緊急船舶の指定を受けたものについては、備考欄に「新規」と記入すること。
2 種別毎の隻数並びに当該会計年度において緊急船舶として使用しないこととなった船舶の名称及び種別を別紙に記載して添付すること